

薬歴と長期処方

薬局では、医師のカルテに当たる薬の使用の状態を記録している薬歴簿があります。それが生かされるひとつの例をご紹介します。

最近、病院や医院からの処方せんが 2 週間を超える長期処方せんが増えてきました。これは処方せん投薬の日数制限がなくなったため一部を除き長期が可能となったためです。

通院する側からすれば、つい院手間や待ち時間が少なくなるというメリットもありますが、薬剤師としては、処方の内容から思わぬ副作用の発現や、病状の変化があり危惧される場合もあります。

長期使用している薬に新たな副作用や注意すべきことがわかったとき薬局では、患者さんの薬歴簿を調べ、速やかに連絡することに勤めます。その中には一般に販売されている薬や健康食品と問題を起こす場合もありなかなか複雑です。

このことが速やかに行われるには、やはり「かかりつけ薬局」で調剤し、市販の薬もできるだけその薬局で相談して求めることをお勧めします。皆さんのために作る薬歴簿がまさかのときに生かすことができるのです。